

**社会福祉協議会における相談支援体制の課題****—生活福祉資金貸付制度に焦点をあてて—**

○ 大阪公立大学 山東 愛美 (009133)

鵜浦 直子 (大阪公立大学・005747)

キーワード：社会福祉協議会、生活福祉資金貸付制度、相談支援

**1. 研究目的**

社会福祉協議会（以下、社協）は、地域福祉の推進主体として地域住民への多様な相談支援を行う役割を担っており、生活福祉資金貸付制度（以下、福祉資金）の実施もその1つである。コロナ禍においては、福祉資金の特例貸付が実施され、その運用の最前線に立ち、膨大な数の申請に対応した。その結果、福祉資金の特徴である貸付と一体となって提供される相談支援は省略され、社協が考える運用とはかけ離れたものとなった。その背景には、社協の抱える構造的な問題があることが示唆されている。そこで本研究は、社協における相談支援体制の現状と今後の課題について、福祉資金の制度運用に焦点をあてて明らかにすることを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

社協が行政からの委託を受けている相談支援事業は、限られた予算や制度の枠組みでの実施という困難を伴うことが多い。福祉資金もその一例であり、社会福祉事業として運用されている。地域福祉の推進主体である社協には、単なる貸付ではなく、制度の成り立ちや理念を踏まえ、相談支援と一体的に実施することが求められている。しかしながらコロナ禍においては、その実施について困難さが露呈した。今後も社協が相談支援事業を円滑に実施していくためには、現場の状況を把握することが求められており、そのための探索的な研究を行うこととした。

研究方法は文献研究とインタビュー調査である。文献研究では、これまでの福祉資金に関する報告書等を使用した。インタビュー調査は、実施主体と受付窓口双方から示唆を得るため、A社協（都道府県）、X社協（市区町村）、Y社協（市区町村）の3か所で行った。対象者の選定は、福祉資金本則（通常貸付）と特例貸付、両方の経験があることを基準とし、2024年5月に実施した。

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。なおインタビュー調査は、大阪公立大学大学院生活科学研究科研究倫理委員会の承認を得た（申請番号24-03）。インタビュー調査では、対象者及び所属長に対して口頭及び書面で説明を行い、同意を得た。また本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

#### 4. 研究結果

インタビューの結果、本則の職員配置は嘱託職員1名程度という、いわゆる「ひとり職場」であることが確認された。また、福祉資金担当職員が行う相談支援は申請にかかる入口部分であり、貸付を受けた後、生活や償還にかかる相談等はほとんど行っていないことが明らかとなった。貸付を受ける相談者は、多くの場合、生活困窮者自立支援事業の相談窓口（以下、自立相談窓口）や生活保護の窓口等、他の相談機関につながっているため、福祉資金では継続した相談支援は積極的に行っていないことがわかった。こうした実態を鑑み、X社協では自立相談窓口福祉資金担当職員を置いており、貸付の要件に該当しそうな相談者をスムーズに福祉資金の相談につなぎ、申請できなかった場合も継続して相談ができるような体制をとっていた。一方Y社協では、自立相談窓口福祉資金担当職員を置いている社協があることも既知であったが、相談者にとっては自立相談窓口と福祉資金の区別が難しく、同じ窓口で対応すれば、もし貸付非該当や不承認の場合に、援助関係そのものに影響をもたらす懸念があるとのことだった。

一方A社協では、福祉資金の成り立ちや「低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図る」という理念から、社協が相談支援を行う必要性を指摘していた。社協という地域福祉を推進する機能をもつ組織だからこそできる支援があり、社協が福祉資金を実施する意義について強調していた。都道府県社協が考える相談支援の理念と、市区町村社協が実際に行う相談支援の実態には差があることが示唆された。

#### 5. 考察

相談支援についての見解の相違は、都道府県社協と市区町村社協という構造的な立ち位置の違いからもたらされている可能性がある。都道府県社協は理念に基づいて運用することを第一に考えているが、実際に地域住民に対面で相談支援を行うわけではない。一方市区町村社協はその理念を具現化することが求められるが、専門性の高い職員を配置するだけの予算や人材育成の仕組みがなく、そもそも慢性的な人手不足で職員の確保自体が困難であり、理念と現実とのギャップを体感している。まずはこうした人手不足や人材育成の問題を解消することが必要であり、社協に対する事業費の大幅な増額等抜本的な対応が求められる。

加えて、人材や財源の確保だけでなく、組織の運営や連携にも課題がある。受付窓口として相談者と直接関わる市区町村社協では、地域の実情に合わせ、福祉資金を組織内にどのように位置づけ、他事業と関連させていくかを検討する必要がある。貸付を糸口につながるることができる住民層は、社協が日常的に関わる地域福祉活動等では出会っていない場合も多い。こうした住民に対する家計相談を、各社協が法人全体で取り組むべき課題として位置づけることが求められる。